

新しいタイプの商標の保護の在り方に関するこれまでの議論と 今後の方向性について（案）

1. これまでの議論について

(1) 新商標ワーキンググループでの検討

第19回商標制度小委員会（平成20年6月）において「商標制度の見直しに係る検討課題について」審議が行われ、新しいタイプの商標について商標法上の保護の対象とする検討が必要とされ、同委員会の下に、「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ」（以下「新商標WG」という。）を設置して検討を行うことが決定された。

新商標WG（座長：土肥一史一橋大学大学院教授（当時））は、5回にわたる審議の結果を「新しいタイプの商標に関する検討ワーキンググループ報告書」にまとめ、同報告書は、第20回小委員会（平成21年10月）に報告された。同報告書のポイントは、以下のとおり。

- ① 商標権は排他独占的な権利であり、その権利範囲が明確に特定される必要があることから、国際的な議論も踏まえ、1)動きの商標、2)ホログラムの商標、3)輪郭のない色彩の商標、4)位置商標、5)音の商標を保護対象に追加することが適切。なお、香り・におい・触感・味等の商標は、権利範囲を明確に特定することが困難であること等を踏まえ、保護対象には追加しないことが適切。
- ② 動きや音等の商標の追加に対応し、商標の特定方法として、従来の紙による特定に加え、電子ファイルによる特定を可能とすることが適切。
- ③ 視認できない商標を含む新しいタイプの商標の追加に対応し、商標の登録要件等について、所要の規定の整備を行うことが適切。

(2) 第22回小委員会（平成22年7月）

上記新商標WG報告書を踏まえ、新しいタイプの商標の登録要件に関し、①一商標一出願の原則、②識別性、③商標の類似、④その他の拒絶理由（公益的な音、著作権等他の権利との調整、機能性等）について審議を行った。

委員会での主な指摘としては、1)音の商標については企業の広告活動に支障を来さないという視点も重要、2)仮に、使用により識別力を獲得した場合にだけ登録が認められるような制度とすると、それは従来の商標法の整理とは基本的に異なるのではないかと、3)真に保護されるべき商標のみが登録されるよう、法律だけでなく基準においても適切な手当が必要、などであった。

(3)第24回小委員会(平成23年2月)

上記新商標WG報告書において示された新しいタイプの商標の特定方法や出願日認定の考え方に関し、諸外国の実態の調査並びにシンガポール条約規則における新たな規律及びマドリッド・プロトコルにおける運用との整合性の確保に留意し、小委員会において再度審議を行った。主な審議内容は、新しいタイプの商標については、新商標WG報告書の考え方を一部修正し、特定方法に関しては、各商標のタイプの記載を求めることとすること、商標記載欄とは別に商標の説明（音の商標については、説明文に代わり電子ファイル）を求めることとすること、また、出願日の認定については、商標記載欄の商標登録を受けようとする商標の記載の有無により認定することとすることが、それぞれ、適切ではないか、であった。出願日認定後の商標の補正に関する根拠条文の検討の必要性等についての指摘もあったが、これら項目の検討の方向性については概ね了承が得られた。（参考資料1「新しいタイプの商標に関する主要な検討項目とこれまでの議論について」）

以上の結果、現時点において、新しいタイプの商標については、その特定方法や出願日認定についての論点の整理を行い、また、識別性や商標の類似などの登録要件や不登録事由については、企業活動への影響に配慮しつつ更なる検討が必要とされているところである。

2. 昨今の状況について

(1) 国際的な動向

国内において上記検討が継続している中、海外においては、新しいタイプの商標を保護する動きが一段と広がりつつある（参考資料2「諸外国・地域における新しいタイプの商標の保護状況」）。

特に、我が国の近隣諸国・地域においては新たな動きが見られる。韓国では、既に導入していた「位置」、「動き」等の視覚で認識できる新しいタイプの商標に加え、今般、商標法を改正し、「音」、「におい」等の視覚で認識できない商標についても保護対象とすることとした。台湾においても、既に導入していた「音」、「色彩」に加え、「動き」、「ホログラム」についても保護対象とする法改正を行った。中国においても、「音」、「色彩」の商標を保護対象とする商標法改正案が政府内で検討され、パブリックコメントに付されているところである。

加えて、近年、二国間で締結されている自由貿易協定（F T A）等においては、視覚的に認識できない商標（におい等）も保護対象として考慮されるべき条項が盛り込まれるなど、新しいタイプの商標の保護対象が更に広がりつつある（参考資料3「最近のF T A協定等における新しいタイプの商標に関する規定」）。

また、商標出願手続の国際調和及び簡素化のための条約である商標法に関するシンガポール条約においては、新しいタイプの商標の特定方法についての規律が定められ

るとともに、それに基づく商標登録出願のモデル様式策定の検討が進められている(参考資料4「商標法に関するシンガポール条約関連規定(新しいタイプの商標関係)」)。

このように、新しいタイプの商標の保護は国際的な趨勢となっており、我が国としても更にその検証を進め、かかる議論に参加していく必要がある。

(2) 新しいタイプの商標に対する保護の必要性

近年のインターネットの急速な普及等により、商品や役務の販売戦略が多様化したことに伴い、文字や図形等からなる伝統的な商標だけではなく、動きや音等からなる新しいタイプの商標が用いられるようになってきている。

特に、グローバルに事業展開を行っている我が国企業においては、①言語を超えたブランドメッセージの発信手段(例えば、今後巨大市場と見込まれる電気自動車の起動画面や起動音の差別化対策やインターネットにおける動く商標や音の商標の活用等)や、②グローバル市場における有効な模倣品対策(例えば、税関でのチェック対象としてのホログラム商標の活用や外国語識字率の低い国/地域における文字以外の特徴部分の模倣への対策)として、海外において新しいタイプの商標の登録を得ている事例も少なくなく、新しいタイプの商標に対する保護のニーズが現実存在する(参考資料5「新しいタイプの商標(日本企業の海外登録例)」)。

このような国内外の状況にかんがみ、我が国においても、新しいタイプの商標についての制度整備に早急に取り組むことが必要となっているのではないかと。

3. 今後の検討の方向性について

(1) 全体の方向性

上記のとおり、新しいタイプの商標の保護が国際的趨勢となってきたこと、我が国産業界においても、グローバルな事業展開の中で海外において新しいタイプの商標の登録を得ている事例も少なくなく、これらの事業展開を支援する必要があること等の状況を考慮すれば、我が国においても、新しいタイプの商標を保護する仕組みの創設について早期の対応が必要ではないかと。

これまで、小委員会等において議論されてきた経緯は上述のとおりであるが、委員会において示された論点や意見については、今後、更に議論を深めていくことを条件に、全体の方向性としては、新しいタイプの商標の保護制度を導入する方向で検討することとし、下記の項目を中心に、早急に審議を進めていくべきではないかと。

(2) 今後の主な審議事項

①商標法の保護対象に追加する商標のタイプについて

上記1.(1)①のとおり、新商標WG報告書においては、香り・におい・触感・味等の商標は、権利範囲を明確に特定することが困難であること等を踏まえ、保護対象には追加しないことが適切としているところ、上記のような新たな国際情勢や今後の

各国の制度・運用の進展の可能性を踏まえると、これらの商標についても、その保護の在り方について引き続き検証をしていく必要があるのではないかな。

②商標の定義の見直し

新しいタイプの商標を商標法の保護対象に追加する場合、商標の権利範囲を明確に特定できるタイプの商標に限定するため標章の構成要素を特定して規定する考え方と、標章の構成要素を特定せずに包括的に規定するという考え方がある。

これらの規定の仕方については、新しいタイプの商標の保護対象の範囲の検討等を踏まえて、商標の定義を見直す必要があるのではないかな。

③商標の登録要件、不登録事由の見直し

新しいタイプの商標の登録要件（識別性）や不登録事由（類似の範囲、公益的事由等）については、上記のとおり、小委員会において審議継続しているところであるが、現行の商標の識別性や類否等に関する考え方をベースとし、企業活動への影響にも配慮しつつ更なる検討が必要ではないかな。

④効力の範囲

商標権の効力が制限される場合について、新しいタイプの商標のうち、色彩又は音等を指定商品・役務又は類似の商品・役務において普通に用いられる方法で表示する商標、商品等の機能を確保するために不可欠なもののみからなる商標も含まれるよう規定を整備することが適切ではないかな。

⑤著作権等の他の権利との調整

新しいタイプの商標について現行法における調整と異なる取扱いをする特段の事情がないため、商標権者等による登録商標の使用がその使用態様により他人の著作権、意匠権等と抵触するときは、これまでと同様に、その抵触する部分について当該登録商標の使用を制限すべきではないかな。